

山口県警察ハラスメント防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対応するための措置に関し、必要な事項を定め、もって山口県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務能率の向上に資する勤務環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。
- (2) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 他の職員に対し、職場及び職場外において次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境を悪化させる行為をいう。
 - イ 妊娠し、又は出産したこと。
 - ロ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと。
 - ハ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関すること。
 - ニ 不妊治療に関すること。
- (4) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他これらに類するものをいう。
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件について不利益を受けることをいう。
- (6) 苦情相談 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談をいう。

(不利益な取扱いの禁止)

第3条 職員は、ハラスメントに対する拒否、苦情相談、苦情相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をしたことにより、いかなる不利益な取扱いも受けない。

(職員の責務)

第4条 職員は、ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、ハラスメントのない良好な勤務環境を実現するため、ハラスメントに関する認識を深めるとともに、他の職員に対する言動に必要な注意を払わなければならない。

3 職員は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合において、事実関係の調査（第12条に規定する事実関係の調査をいう。）が行われるときは、これに協力しなければならない。

4 職員は、ハラスメントについて調査責任者（第8条に規定する調査責任者をいう。）から必要な報告を求められたときは、これに応じなければならない。
（所属長の責務）

第5条 所属長は、所属職員に対して、ハラスメントに関する指導教養を行わなければならない。

2 所属長は、所属職員から苦情相談があったとき及びハラスメントに起因する問題が生じたときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。
（ハラスメント対策総括責任者）

第6条 警察本部にハラスメント対策総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括責任者は、ハラスメントの防止対策及び調査に関する事務を総括する。
（ハラスメント防止対策責任者）

第7条 警察本部にハラスメント防止対策責任者（以下「防止対策責任者」という。）を置き、警務部警務課長をもって充てる。

2 防止対策責任者は、ハラスメントの防止対策に関する事務を処理する。
（ハラスメント事案調査責任者）

第8条 警察本部にハラスメント事案調査責任者（以下「調査責任者」という。）を置き、首席監察官をもって充てる。

2 調査責任者は、苦情相談その他の方法により認知したハラスメント事案の調査に関する事務を処理する。
（ハラスメント相談員）

第9条 職員からの苦情相談に対応するために、警務部監察官室に本部ハラスメント相談員を、各所属に所属ハラスメント相談員を置く。

2 本部ハラスメント相談員は警務部監察官室長が、所属ハラスメント相談員は所属長がそれぞれ指定する者をもって充てる。
（外部の相談員）

第10条 警察本部長は、職員からの苦情相談に対応するため、公平で中立な立場で適切に職務を遂行することができる外部の相談員を委嘱するものとする。
（相談員の任務）

第11条 本部ハラスメント相談員、所属ハラスメント相談員及び外部の相談員（以下「相談員」という。）は、苦情相談を行った職員に対して、適切な助言を行うものとする。

2 相談員は、苦情相談を受理した場合は、速やかにハラスメント苦情相談受理票（別記様式）により、調査責任者（所属ハラスメント相談員が自所属の職員から苦情相談を受理した場合にあっては、当該所属長を経由して調査責任者）に報告するものとする。

3 相談員は、苦情相談の対応に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、正当な理由なく、苦情相談に関して知り得た内容を漏らしてはならない。

（事実関係の調査）

第12条 調査責任者は、苦情相談の受理に関する報告を受けたときその他ハラスメント事案を認知したときは、速やかに事実関係の調査を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

（ハラスメント相談窓口）

第13条 前条に規定する相談員のほか、苦情相談を受け付けるため、警務部監察官室にハラスメント相談窓口（以下「窓口」という。）を置く。

（苦情相談）

第14条 職員は、ハラスメントに関する問題について、相談員にあっては口頭、文書その他適切な方法により、前条に規定する窓口にあっては電子メールにより、苦情相談を行うことができる。

2 相談員に苦情相談を行う場合には、職員は、相談員を選択することができるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、ハラスメントの防止対策について必要な事項は、別に定める。